

半島地域における地方税の不均一課税の減収補填措置

半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村において、事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等）を行う者が当該事業のために用いる設備（機械、建物等）を新增設した際に、地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税を不均一課税した場合、不均一課税による減収額の一部を国が地方交付税により補填。

対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等

事業者の規模(資本金)		1,000万円以下	1,000万円超5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備に係る新增設		
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

(2) 適用期限 平成33年3月31日まで

不均一課税の減収補填措置のイメージ

